

医療法人社団 井口会
総合病院落合病院 (介護予防) 指定訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団井口会が開設する総合病院落合病院（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正かつ円滑な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という)が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という）で、医師が訪問リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅を訪問し必要なりハビリテーションを行い、心身の機能を維持・向上又はその家族からの介護に関する相談に対して、親切丁寧に療養上の必要な指導又は助言を行うとともに、関係市町村及び地域の保健、医療並びに福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団井口会 総合病院落合病院
- (2) 所在地 岡山県真庭市上市瀬 341

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (院長)
業務の実施状況を把握し、事業を統括するとともに、職員を指揮、監督、教育する。
- (2) 医師 1名
理学療法士 1名 (常勤職員)
作業療法士 1名 (常勤職員)
言語聴覚士 1名 (常勤職員)
利用の申込みに係る調整、(介護予防) 訪問リハビリテーション計画書に基づき訪問リハビリテーション等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日は、月曜日から土曜日までとし、時間は月曜日から金曜日までが午前8時30分から午後5時30分まで、土曜日は午前8時30分から午後1時までとする。ただし、次に掲げる日について当該事業は行わないものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 8月13日から8月15日、12月29日から1月3日
- (3) 創立記念日 6月1日

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 運動療法、歩行練習、基本動作練習、日常生活動作練習、認知課題、摂食嚥下機能訓練
- (2) 居宅生活への助言、指導（ホームエクササイズ、介護技術、住宅改修、介護用品の紹介等）
- (3) 訪問リハビリテーション計画の作成
- (4) 行政機関や保健、医療、福祉サービス事業者との連絡調整

(利用料等)

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、次の通りとする。

- 1 訪問リハビリテーション等の提供に係る利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。
- 2 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、真庭市（旧落合町・久世町・北房町）美咲町（旧旭町）の区域とする。必要に応じて事業地域外へも訪問をする。

(衛生管理)

第9条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発症し、又まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第 11 条 事業所は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するための相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 事業所は、利用するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第 13 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業所は、訪問リハビリテーション等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

事業者は、適切な訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団井口会 総合病院落合病院が定めるものとする。

(附則)

この規程は、2023年	6月	1日から施行する
2023年	7月	1日から改定する
2024年	4月	1日から改定する
2024年	12月	5日から改定する
2025年	3月	28日から改定する